

※内容が変更となることがありますので、最新の情報を確認の上、手続き等を行ってください。

空き家の解体を検討されている方へ（補助金のご案内）

空き家を解体する場合には条件を満たすと「安芸高田市空き家解体補助金」を交付することができます。

空き家解体補助金

目的

近隣及び生活道路等への危険防止、老朽危険建物の空き家の適正な管理を推進し、市民の安全、安心の確保及び住環境の改善の向上を目的に予算の範囲内において補助金を交付します。

対象者

事前審査（不良度判定）の判定結果が100点以上となった空き家の所有者等（所有者が無くなっている場合は相続人・空き家が存在する土地の所有者）（過去に同じ補助金の交付を受けていないこと・市税を滞納していないこと・暴力団員でないこと）

※予算の範囲内で補助金を交付しますので、予算がない場合には交付ができませんのでご理解ください。

補助率	限度額
解体に要する費用の3分の1	30万円

必要書類

解体前に次の書類を添えて交付申請が必要です。

- 1 安芸高田市空き家解体補助金交付申請書（様式第1号）
- 2 補助対象住宅の所有者の同意書（様式第2号）
※土地と住宅の所有者が違う場合は、土地の所有者の同意書（様式第4号）
※亡くなられた方の名義の場合は、相続人の確約書（様式第3号）
- 3 登記事項証明書等の所有者を確認できる書類
- 4 解体に要する費用の見積書
- 5 住宅の建物の間取り、平面図
- 6 解体業者の許可証又は届出書の写し
- 7 住宅の現況写真

必要書類

解体完了後、30日又は交付決定日の年度末のいずれか早い日までに次の書類を添えて実績報告が必要です。

- 1 安芸高田市空き家解体補助金実績報告書（様式第9号）
- 2 事業の完了を確認できる写真
- 3 工事代金の請求書又は領収書の写し
- 4 事業に係る廃棄物に関する処分証明書等

※交付確定後、請求書の提出が必要です。

申請先・お問い合わせ先

安芸高田市 建設部 管理課

住所：広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地

TEL：(0826) 47-1201 Fax (0826) 47-1206

申請の変更（中止・廃止）

補助金の交付決定を受けた方が、申請内容に変更（中止・廃止）が生じた場合は、安芸高田市空き家解体補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第7号）を提出してください。

（注）補助金の返還

次の事由により、補助金の交付の決定を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部を返還していただきます。

- 1 要綱に違反したとき
- 2 補助金の交付に関して附された条件に違反したとき
- 3 工事の施工方法が不相当と認められるとき
- 4 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき
- 5 施行者から解体工事の取り止めの申し出があったとき又は申請に係る期間内に解体工事に着手しないとき
- 6 補助金の使途が不相当と認められたとき

空き家解体補助金申請の手続きの流れ

